

《核・原子力関連資機材》

<問題1>

以下の質問に対する回答の（A）から（C）に入る正しい用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい

(質問) 積層セラミックコンデンサの電極の材料として輸出令別表第1の2の項(9)に該当するニッケルの粉が混合されているペーストがあります。この場合は非該当と扱ってよいのでしょうか。

(回答) ニッケル粉がペーストの（A）となっていない場合は（B）と扱って構いません。ニッケル粉の価額がペーストの価額の（C）ため、（A）となっていないとは判断できない場合であっても、ニッケル粉がペーストから（D）、ペーストがその状態で、該当品としての基準を満たす微粒高純度のニッケル粉の用途に用いることができない場合は、（B）と扱って構いません。

1. (A) 主要な要素 (B) 該当 (C) 10%以上の (D) 分離できず
2. (A) 主要な要素 (B) 該当しないもの (C) 10%以上の (D) 分離しがたく
3. (A) 主要な部分 (B) 該当しないもの (C) 10%を超える (D) 分離できず
4. (A) 主要な部分 (B) 該当 (C) 10%を超える (D) 分離しがたく
5. (A) 主要な要素 (B) 該当しないもの (C) 10%を超える (D) 分離しがたく

<問題2>

以下の質問に対する回答の（A）から（C）に入る正しい用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい

(質問) ジルコニウム被覆管の製造用材料となる素管形状のジルコニウム（いわゆる「ジルコニウム素管」）は、輸出令別表第1の2の項（2）には該当せず、同2の項（26）に該当すると解釈してよいのですか。

(回答) 輸出令別表第1の2の項（2）には、その外観及び機質その他の諸要素から、(A) の部分品として使用されるものであることが (B) であると認められるものが該当します。外径、肉厚及び水素化物方向性係数等が被覆管とは異なる「ジルコニウム素管」は、そのまま、ないしはせいぜい若干の手を加えるだけで、(A) の部分品として使用されるものであることが (B) であるとは認められないので、同2の項（26）に (C)。

1. (A) 原子炉 (B) 一般的に明らか (C) 該当しません
2. (A) 軽水炉 (B) 一般的に明らか (C) 該当しません
3. (A) 原子炉 (B) 客観的に明らか (C) 該当します
4. (A) 原子力発電所 (B) 客観的に明らか (C) 該当します
5. (A) 軽水炉 (B) 科学的に明らか (C) 該当しません

<問題3>

「原子炉の部分品」に関する運用通達の「輸出令別表第1中解釈を要する語」として、正しい組合せを後記1から5までの中から、1つ選びなさい。

- A 原子炉容器、原子炉圧力容器又はその主要部分品（上部蓋を含む。）
 - B ジルコニウム被覆管及びその他の原子炉用ジルコニウム管（ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のジルコニウム金属又はその合金製のもの）
 - C 原子炉制御棒、中性子吸収部分の支持及び懸架機構、制御棒案内管
 - D タービン及び発電機
 - E 炉心板、炉心支持板、炉心支持柱、燃料チャネル、炉心槽、カランドリア管、熱遮へい体、炉心バッフル、分散板、シュラウド、シュラウドヘッド、上部格子板、気水分離器、蒸気乾燥器、原子炉容器内に設置する中性子束レベルを決定するための中性子検出器又はその他の内部部分品
1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

《航空宇宙関連資機材・レーダー・航法関連・センサー・レーザー関連》

<問題4>

Y社は、シドニーの国際ボートショーに出展する豪州のプレジャーボートに搭載するため、新型の航海用二次元レーダーを4式輸出することになった。

AからEまでのうち、正しい説明の組合せを後記の1から5までの中から1つ選びなさい。ここで輸出する航海用二次元レーダーの主な仕様は次の表のとおりである。

表 新型航海用二次元レーダーの主な仕様

番号	項目	内容
1	送信周波数帯	S バンド
2	送信器	個体化送信器
3	送信出力	247W (ピーク電力)
4	周波数ホッピング	なし
5	パルス圧縮比	148
6	圧縮パルス幅	34 ナノ秒
7	空中線	長さ 8 フィート (単一)
8	空中線回転数	24rpm (機械式回転)

- A パルス圧縮技術を用いた固体化送信器を使用しているため当該レーダーは該当である。
- B 圧縮パルス幅が 34 ナノ秒であり、200 ナノ秒未満のため当該レーダーは該当である。
- C 表に示される番号 3 から 8 の仕様が貨物等省令の規定に該当するため当該レーダーは非該当である。
- D パルス圧縮比が 148 であり、150 未満であるため当該レーダーは非該当である。
- E 周波数ホッピングの能力がないため当該レーダーは非該当である。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

(参考条文・抜粋)

※貨物等省令第9条第十三号ル

十三 レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）

ル 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

（一）パルス圧縮比が150を超えるもの

（二）圧縮パルス幅が200ナノ秒未満のもの（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の1から5までの全てに該当するものを除く。）

1 パルス圧縮比が150未満のもの

2 圧縮パルス幅が30ナノ秒を超えるもの

3 単一の回転する機械式走査アンテナを有するもの

4 ピーク出力が250ワット未満のもの

5 周波数ホッピング能力を有していないもの

<問題5>

以下の質問に対する回答の（A）から（D）の下線部分について、正しい説明には○を、誤っている説明には×を付けた場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(質問) 輸出令別表第1の4の項(25)及び貨物等省令第3条第二十六号に規定する材料に関する解釈規定に関し、「民生用の電子機器」、「不要な電磁波」、「型抜きしたもの」はそれぞれ具体的にどのようなものを指すのでしょうか。

(回答) 「(A) ステルス技術を用いた材料」でいう、「民生用の電子機器」とは、(B) 携帯電話、パソコン、ゲーム機、音楽プレーヤー、家電製品をいい、電線、ケーブル等は含みません。「不要な電磁波」とは、(C) いわゆる電磁波ノイズと呼ばれるもので、民生用の電子機器の本来の用途・目的とは無関係に発生し、雑音や誤作動等の原因となるものをいいます。「型抜きしたもの」とは、(D) 民生用の電子機器の回路基板や筐体等の形状に合わせて型抜き・切断したもの（円形、橢円形、四角形のような基本的形状を除く。）をいいます。

1. (A) × (B) × (C) × (D) ○
2. (A) ○ (B) × (C) × (D) ○
3. (A) × (B) × (C) ○ (D) ×
4. (A) ○ (B) ○ (C) ○ (D) ×
5. (A) ○ (B) × (C) ○ (D) ×

<問題6>

以下の質問に対する回答の（A）から（D）の下線部分について、正しい説明には○を、誤っている説明には×を付けた場合の組合せを後記1から5までのなかから1つ選びなさい。

(質問) 貨物等省令第9条第十号イ(一)に該当する波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器の専用部分品と専用附属品の該非判定について、お尋ねします。弊社では、貨物等省令第9条第十号イ(一)に該当する波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器の専用部分品と専用附属品について、貨物等省令第9条第十号イで該非判定を行い、該当という判定をしたのですが、正しいでしょうか。

(回答) (A) 正しいです。貨物等省令第9条第十号イでは、「波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であって」と規定されていますので、その専用部分品や専用附属品は、貨物等省令第9条第十号イに該当します。

(B) 貨物等省令第9条第十号は、「レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの」と規定されており、規制は、以下の3つに書き分けられています。貨物等省令第9条第十号イからニまでは、「～レーザー発振器であって」と規定されているようにレーザー発振器本体を規制しています。貨物等省令第9条第十号ホでは、「レーザー発振器の部分品であって」と規定されているように、レーザー発振器の部分品を規制しています。貨物等省令第9条第十号ヘでは、「レーザー発振器の試験装置又は附属品であって」と規定されているように、レーザー発振器の試験装置又は附属品を規制しています

(C) 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器の専用部分品や専用附属品は、貨物等省令第9条第十号ホ及びヘで該非判定をする必要はありません。

(D) レーザー発振器の部分品は、運用通達で「他の用途に用いることができるものを除く。」と規定されていますので、貨物等省令第9条の規制から除外されています。

1. (A) × (B) ○ (C) ○ (D) ×
2. (A) × (B) ○ (C) × (D) ○
3. (A) ○ (B) × (C) × (D) ○
4. (A) × (B) ○ (C) × (D) ×
5. (A) ○ (B) ○ (C) × (D) ○

<問題7>

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の4の項に該当する貨物の設計、製造又は使用に関する技術は、全て外為令別表の4の項に該当する。
- B 輸出令別表第1の4の項に該当しないオートクレーブの使用に係る技術は、外為令別表の4の項に該当することはない。
- C 外為令別表の4の項(2)の規定にある「(1)」とは、外為令別表の4の項(1)のことである。
- D 輸出令別表第1の4の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に関する技術は、外為令別表の4の項に該当することはない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

(参考条文)外為令別表の4の項

項目番号	技術
4の項	<p>(1)輸出貿易管理令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(2)ロケット用のアビオニクス装置又はその部分品の設計に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>(3)ロケット又は無人航空機搭載用の電子計算機の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)に掲げるものを除く。)</p> <p>(4)オートクレーブの使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(5)原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの</p>

<問題8>

以下の質問に対する回答の（A）から（D）の下線部分について、正しい説明には○を、誤っている説明には×を付けた場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(質問) CCDセンサーは光検出器ですが、集積回路でもあります。そのため、輸出令別表第1の10の項(2)、貨物等省令第9条第三号だけではなく、輸出令別表第1の7の項(1)、貨物等省令第6条一号でも判定する必要があるでしょうか。

(回答) CCDセンサーは集積回路でもありますが、(A)汎用集積回路なので、第6条第一号の判定は(B)必要であり、貨物等省令第9条第三号でも判定します。ただし、輸出令別表第1の2の項(39)、貨物等省令第1条第四十四号にはフレーミングカメラの部分品として(C)固体撮像素子の規制があり、輸出令別表第1の15の項(6)、貨物等省令第14条第七号には宇宙用に設計した(D)光検出器の規制がありますので、これらの項目でも判定が必要な場合もあります。

1. (A) × (B) ○ (C) ○ (D) ×
2. (A) × (B) × (C) × (D) ○
3. (A) ○ (B) × (C) × (D) ○
4. (A) × (B) × (C) ○ (D) ○
5. (A) ○ (B) ○ (C) × (D) ○

《化学製剤原料関連》

<問題9>

輸出令別表第1の3の項(1)に関して、AからEまでのうち、輸出許可が不要なものはいくつあるか、後記の1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 海外のメーカーで、練り歯磨きを製造することになった。歯磨きに添加するフッ化ソーダの試薬500gを無償のサンプルとして輸出する場合は、輸出許可は不要である。
- B 海外の会社から、25kg入りの容器に入った硫化ソーダを10缶輸入したが、異物が入っていた1缶(25kg)を返品する場合、不良品を送り返すだけであるので、輸出許可は不要である。
- C 1枚の輸出契約書に記載されている25%のエチルアミンを含む製品Aと25%のエチルジエタノールアミンを含む製品Bと一緒に輸出する場合、いずれも規制されている化学物質を含んでおり、合計すると50%で規制値の30%を超えるが、それぞれの含有量が30%以下であるので、輸出許可が不要である。
- D 31%のN・N-ジエチルアミノエタノールを含む製品を輸出する場合は、運用通達でN・N-ジエチルアミノエタノールが規制物質から除かれているので、輸出許可は不要である。
- E トリエタノールアミンを30%含有する不凍液を1トン輸出する場合は、輸出許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題10>

輸出令別表第1の3の項(1)に関して、AからEまでのうち、左は貨物等省令に規定されている名称、右は別名若しくは慣用名です。正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 2-ジエチルアミノエタノール = N, N-ジエチルエタノールアミン
B リン酸ホスホリル = メチルホスホン酸ジクロリド
C エチレンクロロヒドリン = エピクロロヒドリン
D トリエタノールアミン = トリヒドロキシトリエチルアミン
E トリクロロニトロメタン = クロロピクリン

1. A○ B○ C× D○ E×
2. A× B○ C× D× E○
3. A× B× C○ D○ E○
4. A○ B× C× D○ E○
5. A○ B× C○ D× E×

《化学兵器製造関連資機材》

<問題 1 1 >

輸出令別表第 1 の 2 の項（33）、貨物等省令第 1 条第三十八号及び輸出令別表第 1 の 3 の項（2）7、貨物等省令第 2 条第 2 項第七号で規制されている貨物の該非判定について、次の A から D のうち、誤っている説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A ウラン濃縮工場に使用されるベローズ弁であって、呼び径が、15A、内容物と接触する全ての部分が、ニッケル含有量 70% を超えるニッケル合金で構成されたものは輸出令別表第 1 の 2 の項（33）に該当と判定した。
 - B ダイヤフラム弁であって、呼び径が 25A、内容物が接触する全ての部分が、ふつ素の含有量が全重量の 35 パーセントを超えるふつ素重合体で構成されたものはその使用目的が、食料品製造という民生用途であり、化学兵器製造用ではないので、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）7 に非該当と判定した。
 - C 呼び径が 50A、内容物と接触する全ての部分が、チタン合金製のゲート弁の部分品として弁体（閉止部分）を在庫として保管している。これを、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）7 の部分品該当と判定した。
 - D ヨーロッパにあるメーカー製のダイヤフラム弁を複数個輸入して自社の製造プラントに使用している。このダイヤフラム弁は呼び径が 25A から 100A の範囲、弁箱とダイヤフラムの材質が各々グラスライニングとネオプレンゴムという変則組み合わせである。このメーカー製のネオプレンゴム製のダイヤフラムは我が国では現在入手できないものである。そこで貨物省令第 2 条第 2 項第七号口（二）に記載の「閉止部分が交換可能なよう設計されたもの」が適用出来るか否かを検討し、部品としてのダイヤフラムは、我が国では入手できないため、交換可能ではないものと判断した。即ちこれらのダイヤフラム弁は輸出令別表第 1 の 3 の項（2）7 に非該当であると判定した。
- 1. 0 個
 - 2. 1 個
 - 3. 2 個
 - 4. 3 個
 - 5. 4 個

(参考条文・抜粋)

※輸出令別表第 1 の 2 の 項(33)

六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁(3の項の中欄に掲げるものを除く。)

※貨物省令第1条第三十八号

圧力計又はベローズ弁であって、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ ベローズ弁であって、呼び径が5A以上のもののうち、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金(ニッケルの含有量が全重量の 60 パーセントを超えるものに限る。)で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

※輸出令別表第1の3の項(2)

7 弁又はその部分品

※貨物省令第2条第2項第七号

弁又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 呼び径が10A超の弁であって、内容物と接触する全ての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

- (一) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の40パーセントを超える合金
- (二) ニッケルの含有量が全重量の25パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の20パーセントを超える合金

(三) ふつ素重合体

(四) ガラス

(五) タンタル又はタンタル合金

(六) チタン又はチタン合金

(七) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(八) ニオブ又はニオブ合金

(九) セラミックであって、次のいずれかに該当するもの

1 炭化けい素の含有量が全重量の80パーセント以上のもの

2 酸化アルミニウムの含有量が全重量の99. 9パーセント以上のもの

3 酸化ジルコニウム

ロ 呼び径が25A以上100A以下の弁であって、次の全てに該当するもの(イに該当するものを除く。)

(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの

ハ イ又はロに該当する弁の部分品として設計されたケーシング又はケーシングライナーであって、内容物と接触する全ての部分がイ(一)から(九)までで定めたいずれか

の材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

※用語の解釈

ふつ素重合体：ふつ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふつ素重合体(ゴム状のものを含む。)をいう。

タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金：

重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。

内容物と接触する全ての部分：

内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分(ガスケット、パッキン、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。)以外で内容物と接触する全ての部分をいう。

ケーシング：弁箱(別名ボディともいう。)をいう。

<問題12>

AからDまでのうち、正しい説明には○を、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記の1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の3の項（1）に該当する技術は、貨物等省令に規定されている。
- B 外為令別表の3の項（1）における「使用」は、役務通達で規定されている「操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理」をいう。
- C 外為令別表の1の項における「使用」は、「操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階」をいう。
- D 外為令別表の3の項（2）における「使用」は、役務通達で規定されている「操作、据付(現地据付を含む。)、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理」をいう。

- 1. A○ B× C× D○
- 2. A× B○ C○ D○
- 3. A× B× C○ D○
- 4. A× B○ C× D○
- 5. A× B× C○ D×

《生物兵器製造関連資機材》

<問題13>

AからDまでのうち、輸出令別表第1の3の2の項（2）、貨物等省令第2条の2第2項の該非判定について、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項（2）2、貨物等省令第2条の2第2項第二号の「発酵槽」には、大きさに係わる規制仕様があり、その部分は“内容積”が20リットル以上のもの”と規定されている。発酵槽実機のカタログを見たら“全容量”と“容量(若しくは”運転容量“)”と2つの仕様が記載されていた。このケースでは、“容量(若しくは”運転容量“)”と“内容積”を対比して該非判定を行う。
- B 輸出令別表第1の3の2の項（2）3、貨物等省令第2条の2第2項第三号の「遠心分離機」の規制仕様のうち、運転仕様として“連續遠心処理式”を、処理能力仕様として“流入口(供給口)での流量が1時間につき100リットルを超えるもの”と連續かつ多量の試料処理能力を備えているものを規制対象と規定している。すなわち、医療現場や実験室レベルで使用されるようなバッチ処理、少量処理用の遠心分離機は規制の対象ではない。
- C 輸出令別表第1の3の2の項（2）6、貨物等省令第2条の2第2項第六号イによる規制対象の「防護服」とは、貨物等省令第2条の2第2項第一号イで規制対象の(陽圧防護服型)P4の施設内で着用される全身型の「陽圧防護服」をいう。
- D 輸出令別表第1の3の2の項（2）7、貨物等省令第2条の2第2項第七号ロによる規制対象品目の「鼻部暴露方式の吸入試験装置」本体と共に実験用動物モルモット保定用密閉型ホルダーを20個輸出する予定である。この装置本体には同時に吸入試験ができる10個のホルダー取付け用のシリンダーが備え付けられている。この装置の該非判定は、添付して輸出されるホルダーの多寡に係わらず、シリンダーの数で行うのが妥当で、非該当となる。

1. A○ B× C× D○
2. A× B○ C○ D×
3. A○ B× C○ D○
4. A× B○ C× D○
5. A○ B○ C○ D×

<問題14>

AからDまでのうち、正しい説明には○を、誤っている説明には×を付した場合の組合せを後記の1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当するウイルスの使用に係る技術は、外為令別表の3の2の項（1）に該当しない。
- B 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当するウイルスの製造に係る技術は、貨物等省令により「必要な技術」が規制されている。
- C 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当するウイルスの設計に係る技術は、外為令別表の3の2の項（1）に該当しない。
- D 輸出令別表第1の3の2の項（1）に該当するウイルスの設計に係る技術は、貨物等省令により「必要な技術」が規制されている。

- 1. A○ B○ C× D○
- 2. A× B○ C○ D○
- 3. A○ B× C× D×
- 4. A× B○ C× D×
- 5. A○ B× C× D○

《先端材料関連》

<問題15>

以下の質問に対する回答の（A）から（C）に入る正しい用語の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい

(質問) 輸出令別表第1の5の項の（18）及び貨物等省令第4条第2号に規定する纖維を使用した成型品についての解釈規定により、航空機用のものや船舶用のものについては規制対象が「半製品」に限定されていますが、これはどういったものを指すのでしょうか。

(回答) 「(A)」は、今後まだ加工される予定や可能性のある貨物を指示しています（従前より貨物等省令でも用いている用語です。）。今後更に加工を施すことのない「(B)」は、貨物等省令第4条第2号の規制の対象からは外れています。なお、当該成型品を用いて製造された（B）については、当該（B）が、輸出令別表第1の5の項の（18）及び貨物等省令第4条第2号以外に掲げる貨物に該当するか否かについて判定を行う（C）。

1. (A) 半製品 (B) 最終製品 (C) 必要はありません
2. (A) 成型品 (B) 半製品 (C) 必要はありません
3. (A) 半製品 (B) 成型品 (C) 必要があります
4. (A) 成型品 (B) 最終製品 (C) 必要があります
5. (A) 半製品 (B) 最終製品 (C) 必要があります

<問題16>

以下の質問に対する回答の（A）から（C）に入る正しい用語の組合せを
後記1から5までの中から1つ選びなさい

(質問) 輸出令別表第1の5の項(5)、貨物等省令第4条第七号口の規定の読み方について、ご教示下さい。弊社で製造したニッケル合金の板は、検査をしたところ、貨物等省令第4条第七号口(一)1で規定する「650度の温度において676メガパスカルの応力が発生する荷重を加えたときの応力破断時間が10,000時間以上のもの」のスペックを満たしているのですが、貨物等省令第4条第七号口でいう「ハに該当するものからなる合金」から製造されたものではありません。この場合、弊社で製造したニッケル合金の板は、貨物等省令第4条第七号口には該当しないという判断でよいでしょうか。

(回答) (A) です。輸出令別表第1の5の項(5)、貨物等省令第4条第七号口では、「ハに該当するものからなる合金であって、次のいずれかに該当するもの」と規定されています。輸出令別表第1の5の項(5)、貨物等省令第4条第七号ハを見ると、「(B) であって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの」と規定していますので、つまり、輸出令別表第1の5の項(5)、貨物等省令第4条第七号口では、(B)から製造された合金が規制されていることがわかります。御社で製造された合金は、輸出令別表第1の5の項(5)、貨物等省令第4条第七号ハに該当する(B)で製造されたものではないということであれば、輸出令別表第1の5の項(5)、貨物等省令第4条第七号口には(C)ことになります。

1. (A) 良い (B) 合金の粉末 (C) 該当する
2. (A) 良い (B) 合金の板 (C) 該当しない
3. (A) 良い (B) 合金のくず (C) 該当する
4. (A) 誤り (B) 合金の板 (C) 該当しない
5. (A) 良い (B) 合金の粉末 (C) 該当しない

<問題17>

以下は、輸出令別表第1の5の項で規制される芳香族ポリイミドに関する説明であるが、(A)から(D)に入る正しい用語の組合せを後記1から5までのなかから1つ選びなさい

芳香族ポリイミドについては、輸出令別表第1の5の項(3)、貨物等省令第4条第三号と5の項(16)、貨物等省令第4条第十三号イで規制されています。

(A)とは、「熱、放射線若しくは触媒による作用その他外部からの作用により重合化又は架橋が不可能であり、かつ、熱分解を経ずに溶融することのないもの」と規定されています。反対に、(B)とは、「熱、放射線若しくは触媒による作用、その他外部からの作用により重合化又は架橋ができるもの、又は熱分解を経ずに融解ができるもの」と規定されています。(A)については、貨物等省令第4条第三号により、フィルム、シート、テープ又はリボン状の製品であれば該非判定が(C)になります。その場合、「銅で被覆又はラミネートされたものであって、(D)用のもの」は除外されます。一般的に銅で被覆又はラミネートされただけのものは、その形状から、(D)以外の用途に使える可能性も考えられますが、カタログやデータシートなどの公表資料や製品の用途についてユーザー側での情報を入手し、これによって、(D)用かどうかを判断することができるでしょう。(B)については、貨物等省令第4条第十三号イにより該非判定をします。この場合、第十三号の規制は、材料や素材を規制するものであり、ネジ、キャップ等ある用途向けに加工されているものは規制対象ではありません。

1. (A)「溶融性」のないもの (B)「溶融性」のあるもの (C) 必要
(D) 自動車・家電
2. (A)「溶融性」のあるもの (B)「溶融性」のあるもの (C) 不要
(D) 電子回路のプリント基板
3. (A)「溶融性」のないもの (B)「溶融性」のあるもの (C) 不要
(D) 自動車・家電
4. (A)「溶融性」のあるもの (B)「溶融性」のないもの (C) 必要
(D) 電子回路のプリント基板
5. (A)「溶融性」のないもの (B)「溶融性」のあるもの (C) 必要
(D) 電子回路のプリント基板

《材料加工関連》

<問題 18>

輸出令別表第 1 及び外為令別表の 4 の項又は 6 の項で規制される軸受及びその技術について、正しい説明はいくつあるか、後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 液体推進薬制御装置に使用されるポンプに用いられる軸受形式は、スラスト形玉軸受を除く全てのラジアル形玉軸受のうち、その精度が J I S 2 級以上のものを規制対象としている。
- B 軸受メーカー A 社は、インドネシア現地工場でラジアル形玉軸受の一種である深溝玉軸受を製造することになった。その軸受の仕様は精度が J I S 2 級で内輪・外輪・転動体（玉）の材料は全てベリリウム製を使用する。この特殊材料の均一な品質安定化を図るため、メーカーは当材料の管理資料を現地に送ることにした。対象軸受が輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に該当するため、その製造技術に関する資料は外為令別表の 6 の項（1）、貨物等省令第 18 条第二号に該当し、役務取引許可が必要となる。
- C H-IIA ロケットの一段目と二段目には二種類のエンジンが搭載されている。一段目用及び二段目用の各エンジンには燃焼室に高圧の圧縮した燃料を短時間で多量に送り込むためターボポンプが使われている。このターボポンプの回転を支えるために使用されるアンギュラー玉軸受は極低温の環境下（液体水素では -253 °C、液体酸素では -183 °C）で、毎分 5 万回転という超高速回転が求められ、当仕様に対応するアンギュラー玉軸受はその精度が J I S 2 級以上を要求され、かつ、軸受の取り付けスペースに制限があるため軸受単体の寸法は内輪内径が 25 mm、外輪外径は 75 mm、幅は 23 mm とする。したがって、当軸受は輸出令別表第 1 の 4 の項（5 の 2）、貨物等省令第 3 条第六号の二に該当する。
- D 特殊環境で使用するため非磁性や耐酸性に優れたモネル製の材料で製造された円筒ころ軸受は、その精度が J I S 5 級レベルであれば輸出令別表第 1 の 6 の項（1）に非該当である。

- 1. 0 個
- 2. 1 個
- 3. 2 個
- 4. 3 個
- 5. 4 個

(参考条文)

※貨物等省令第3条第六号の二

推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であって、日本産業規格B1514—1号で定める精度が2級以上のもののうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

- イ 内輪内径が12ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの
- ロ 外輪外径が25ミリメートル以上100ミリメートル以下のもの
- ハ 幅が10ミリメートル以上20ミリメートル以下のもの

※貨物等省令第5条第一号

軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品(日本産業規格B1501号で定める精度の等級が5以下の玉を除く。)

- イ 玉軸受又はころ軸受(円すいころ軸受を除く。)であって、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもののうち、日本産業規格B1514—1号で定める精度の等級が2級又は4級以上のもの
- ロ 削除
- ハ 能動型の磁気軸受システムであって、次のいずれかに該当するもの
 - (一) 磁束密度が2テスラ以上で、かつ、降伏点が414メガパスカルを超える材料からなるもの
 - (二) 全電磁式で、かつ、三次元ホモポーラバイアス励磁方式のアクチュエータを用いるもの
 - (三) 温度が177度以上で用いることができる位置検出器を有するもの

<問題19>

ロボットは、輸出令別表第1の2の項、6の項、12の項及び、14の項で規制されているが、次のAからDまでのうち、正しい説明がいくつあるか、後記の1から5の中から1つ選びなさい。なお、AからDまでの「ロボット」は、運用通達に定められているロボットである。

- A 手動や遠隔操作によってのみ操作可能な操縦型のロボットと、機械的に固定されたプログラム運動に従って動作するシーケンスロボットは、輸出令別表第1の2の項、6の項、12の項及び、14の項の4つの項の規制対象から除外されている。
- B J I S C 60079-0号（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第0部：一般要件）で定める防爆構造のロボットは、輸出令別表第1の2の項と6の項で規制されているが、いずれの項においても塗装用のものは規制対象から除外されている。
- C 輸出令別表第1の2の項、6の項、12の項及び、14の項のいずれかの項に該当するロボットの制御装置は、ロボット本体が該当する項に該当である。
- D 輸出令別表第1の14の項では、電磁パルスによる影響を防止するように設計したロボットが規制されているので、設置環境における各種の電気機器等から発生する電磁波による干渉（電磁波妨害（EMI））を防ぐように対策を施したロボットは、輸出令別表第1の14の項に該当するロボットである。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

（参考条文・抜粋）

※貨物等省令第1条第二十号

- 二十 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置
- イ 産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下単に「日本産業規格」という。)C60079-0号(爆発性雰囲気で使用する電気機械器具－第0部：一般要件)で定める防爆構造のもの(塗装用のものを除く。)
 - ロ 全吸収線量がシリコン換算で50,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるよう設計したもの

※貨物等省令第5条第九号

- 九 ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター
- イ 日本産業規格C60079—0号で定める防爆構造のもの(塗装用のものを除く。)
 - ロ 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるよう設計したもの
 - ハ 30,000メートルを超える高度で使用するように設計したもの

※貨物等省令第11条第六号

- 六 水中用のロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの
- イ 外部物体に加えた力若しくはトルク、外部物体までの距離又は触覚を測定するセンサーからの情報を用いて制御するもの
 - ロ 構造材にチタン合金又は繊維強化複合材料を用いたものであって、250ニュートン以上の力又は250ニュートンメートル以上のトルクで作業することができるもの

※貨物等省令第13条第6項

輸出令別表第1の14の項(7)の経済産業省令で定める仕様のものは、ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。以下この項において同じ。)若しくはロボット用の制御装置若しくはエンドエフェクターであって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(ロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。)とする。

- 一 引火点が566度を超える圧力油を使用することができるよう設計したもの
- 二 電磁パルスによる影響を防止するよう設計したもの

<問題20>

歯車製造用工作機械の該非判定について、最も適切なものを後記1から5までのなかから1つ選びなさい。

1. 数値制御を行うことができない歯車製造用機械は規制対象外であるが、数値制御を行うことができる歯車製造用工作機械やその部分品や附属品の輸出に際しては、全て輸出許可の取得が必要となる。
2. 数値制御を行うことができるかできないかによらず、歯車製造用工作機械のうち、貨物等省令第5条第五号で規定される仕様のものは当該工作機械本体及びその部分品や附属品が規制されている。
3. 数値制御を行うことができる歯車製造用工作機械のうち、貨物等省令第5条第五号で規定される仕様を満たすものは当該工作機械本体が規制されるが、その部分品や附属品は規制されない。
4. 数値制御を行うことができる歯車製造用工作機械のうち、貨物等省令第5条第五号で規定される仕様を満たすものは当該工作機械本体及びその部分品や附属品が規制されている。
5. 数値制御を行うことができるかできないかによらず、歯車製造用工作機械のうち、貨物等省令第5条第五号で規定される仕様を満たすものは当該工作機械本体が規制されるが、その部分品や附属品は規制されない。

(参考条文・抜粋)

※輸出令別表第1の6の項(3)

次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの

(3)歯車製造用の工作機械

※貨物等省令第5条第五号

輸出令別表第1の6の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする

五 日本産業規格Z2245号(ロックウェル硬さ試験方法)で定める測定方法によりCスケールで測定したロックウェル硬さが40以上である平歯車、はすば歯車又はやまば歯車を仕上げ加工するよう設計した数値制御を行うことができる工作機械であつて、次のイからハまでの全てに該当するものを加工することができるもの

イ ピッチ円直径が1,250ミリメートルを超えるもの

ロ 歯幅がピッチ円直径の15パーセント以上のもの

ハ 國際規格ISO1328(円筒歯車—ISO方式による精度)で定める精度が3級以上のものの

<問題21>

輸出令別表第1の2の項(12)、輸出令別表第1の6の項(6)、(8)で規制される測定装置において、正しい記述はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第1条十七号ロ(一)では非接触型の測定装置であって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のものが規制対象とされている。測定レンジが0.2ミリメートルに満たない非接触型の測定装置は規制対象ではない。
 - B 貨物等省令第5条八号ロでは直線上の変位を測定する非接触型の測定装置が規制されている。非接触型の測定装置である静電容量式の測定装置は材料加工の現場では切削水などの影響で正しい測定が困難であるため規制されない。
 - C 貨物省令第1条十七号イ、貨物等省令第5条八号イでは電子計算機又は数値制御装置によって制御される座標測定機が規制対象となっている。規制される閾値は両条号とも国際規格で定める測定方法で測定した時の実測値を用いる。
 - D 輪郭形状測定機に線形電圧差動変圧器を用いた測定装置は直線性により省令第1条第十七号ロ(二)で規制されるが、貨物等省令第5条では規制されない。
 - E 光学式リニアエンコーダもフィードバック装置として貨物等省令第5条八号で規制対象となっている。このうちレーザーを用いた光学エンコーダは貨物等省令第5条八号(三)で該非の判断が必要である。
1. 1個
2. 2個
3. 3個
4. 4個
5. 5個

(参考条文)

※貨物等省令第1条第十七号

十七 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)であって、次のいずれかに該当するもの(第十四号に該当するものを除く。)

イ 電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置であって、次のいずれかに該当するもの

(一)測定軸の数が2であって、国際規格で定める測定方法によりそれぞれの軸の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロ

メートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに0.001を乗じて得た数値に1.25を加えた数値以下となるもの

(二)測定軸の数が3以上であって、国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに0.00125を乗じて得た数値に1.7を加えた数値以下となるもの

□ 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの

(一)非接触型の測定装置であって、0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの

(二)線形可変差動変圧器(LVDT)を用いた測定装置であって、次の1及び2に該当するもの

1 線形可変差動変圧器(LVDT)が次のいずれかに該当するもの

一 最大の作動範囲がプラスマイナス5ミリメートル以下のものであって、0から最大の作動範囲における直線性が0.1パーセント以下のもの

二 最大の作動範囲がプラスマイナス5ミリメートルを超えるものであって、0からプラスマイナス5ミリメートルにおける直線性が0.1パーセント以下のもの

2 19度以上21度以下の温度範囲において測定した場合に、ドリフトが24時間当たり0.1パーセント以下のもの

(三)次の1及び2に該当するもの(フィードバック機能を有しない干渉計であって、レーザーを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。)

1 レーザー光を用いて測定することができるもの

2 19度以上21度以下の温度範囲において、次の一及び二の特性を12時間維持することができるもの

一 測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が0.1マイクロメートル以下のもの

二 測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに0.0005を乗じて得た数値に0.2を加えた数値以下のもの

ハ 角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が0.00025度以下のもの(平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。)

ニ 曲面形状を有するものの長さ及び角度を同時に測定することができる測定装置であって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)測定軸の測定の不確かさの数値が測定距離5ミリメートル当たり3.5マイクロメートル以下のもの

(二)角度位置の偏差の最大値が0.02度以下のもの

※貨物等省令第5条第八号

ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下こ

の条において同じ。)、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの(第二号又は第三号に該当するものを除く)

- イ 電子計算機又は数値制御装置によって制御される座標測定機であって、国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、操作範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差がミリメートルで表した当該測定軸の長さに0. 001を乗じて得た数値に1. 7を加えた数値以下となるもの
- ロ 直線上の変位を測定する装置、直線上の位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの((一)及び(二)にあっては、レーザー干渉計及びレーザーを用いた光学エンコーダを除く。)
 - (一)非接触型の測定装置であって、0. 2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0. 2マイクロメートル以下のもの
 - (二)工作機械用に特に設計した直線上の位置のフィードバック装置であって、当該装置の精度がミリメートルで表した当該装置の有効測定長さの10万分の6パーセントに0. 0008ミリメートルを加えて得た数値未満のもの
- (三)次の全てに該当するもの
 - 1 レーザー光を用いて測定することができるもの
 - 2 測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が0. 2ナノメートル以下のもの
 - 3 測定範囲内のいずれか一の点において、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のナノメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに0. 0005を乗じて得た数値に1. 6を加えた数値以下のものであって、19. 99度以上20. 01度以下の温度範囲において30秒を超えて測定できるもの
- (四)(三)に該当する測定装置の組立品であって、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの
- ハ 工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であって、角度の精度が0. 9角度秒以下のもの(平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。)
- ニ 光の散乱を角度の関数として処理することにより表面粗さを測定するものであって、0. 5ナノメートル以下の感度を有するもの

《エレクトロニクス関連》

<問題22>

アナログデジタル変換用（以下、A／D）又はデジタルアナログ変換用（以下、D／A）集積回路の規制、貨物等省令第6条第一号ホの記述AからDまでのうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、耐放射線設計及び、動作温度保証範囲は、規制条件を満たさない。

- A 分解能8ビットのA／Dで、サンプルレートが1.3ギガヘルツサンプリング毎秒のものは規制される。
- B 分解能が12ビットのA／Dで、サンプルレートが500メガヘルツサンプリング毎秒のものは規制される。
- C 分解能が14ビットのA／Dで、サンプルレートが250メガヘルツサンプリング毎秒のものは規制される。
- D 分解能が10ビットのD／Aで、調整された更新速度が3、600メガヘルツサンプリング毎秒のものは規制される。

- 1. A○ B× C○ D×
- 2. A× B× C○ D×
- 3. A○ B○ C× D×
- 4. A× B× C○ D○
- 5. A× B○ C× D○

(参考条文・抜粋)貨物等省令第6条第一号ホ

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの(ワに該当するものを除く。)

(一)アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 分解能が8ビット以上10ビット未満のものであって、サンプルレートが1.3ギガサンプリング毎秒を超えるもの
- 2 分解能が10ビット以上12ビット未満のものであって、サンプルレートが600メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 3 分解能が12ビット以上14ビット未満のものであって、サンプルレートが400メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 4 分解能が14ビット以上16ビット未満のものであって、サンプルレートが250メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 5 分解能が16ビット以上のものであって、サンプルレートが65メガサンプリング毎秒を超えるもの

(二)デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 分解能が10ビット以上12ビット未満のものであって、調整された更新速度が3,500メガサンプリング毎秒を超えるもの
- 2 分解能が12ビット以上のものであって、次のいずれかに該当するもの
 - 一 調整された更新速度が1,250メガサンプリング毎秒を超え3,500メガサンプリング毎秒以下のもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - イ 12ビットの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの0.024パーセント以内のレベルに変化するまでのセッティング時間が9ナノ秒未満のもの
 - ロ 100メガヘルツのデジタル入力信号でフルスケールを出力する場合又は100メガヘルツ未満のデジタル入力信号で最も高いフルスケールを出力する場合のスプリアス・フリー・ダイナミック・レンジが68デシベルを超えるもの
 - 二 調整された更新速度が3,500メガサンプリング毎秒を超えるもの

<問題23>

モノリシックマイクロ波集積回路増幅器とマイクロ波用固体増幅器の規制、貨物等省令第6条第二号ハ及びホの記述に関するAからDまでのうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、いずれも、「瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が15%を超えるもの」とする。

- A 動作周波数2.7ギガヘルツ超2.9ギガヘルツ以下のモノリシックマイクロ波集積回路増幅器で、ピーク飽和出力値300w(54.8dBM)のもの及び、同一動作周波数帯で、マイクロ波用固体増幅器のピーク飽和出力値が超300w(54.8dBM)のものは規制される。
- B 動作周波数2.9ギガヘルツ超3.2ギガヘルツ以下のモノリシックマイクロ波集積回路増幅器で、ピーク飽和出力値が200wのもの及び、同一動作周波数帯で、マイクロ波用固体増幅器のピーク飽和出力値が250w(54dBM)のものは規制される。
- C 動作周波数3.2ギガヘルツ超3.7ギガヘルツ以下のモノリシックマイクロ波集積回路増幅器で、ピーク飽和出力値が200wのもの及び、同一動作周波数帯で、マイクロ波用固体増幅器のピーク飽和出力値が250wのものは規制される。
- D 動作周波数3.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下のモノリシックマイクロ波集積回路増幅器で、ピーク飽和出力値が100w(50dBM)のもの及び、同一動作周波数帯で、マイクロ波用固体増幅器のピーク飽和出力値が150w(51.8dBM)のものは規制される。

- 1. A○ B× C○ D×
- 2. A× B× C○ D×
- 3. A○ B○ C× D×
- 4. A× B× C○ D○
- 5. A× B× C× D○

(参考条文・抜粋)貨物等省令第6条第二号ハ

ハ モリシックマイクロ波集積回路増幅器であって、次のいずれかに該当するもの(力に該当する集積化された移相器を有するモリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。)

(一)動作周波数が2.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が15パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 動作周波数が2.7ギガヘルツ超2.9ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が75ワット(48.75ディーピーエム)超300ワット(54.8ディーピーエム)以下のもの

- 2 動作周波数が2.9ギガヘルツ超3.2ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が55ワット(47.4ディービーエム)超300ワット(54.8ディービーエム)以下のもの
 - 3 動作周波数が3.2ギガヘルツ超3.7ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が40ワット(46ディービーエム)超300ワット(54.8ディービーエム)以下のもの
 - 4 動作周波数が3.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が20ワット(43ディービーエム)超120ワット(50.8ディービーエム)以下のもの
 - 5 動作周波数が2.7ギガヘルツ超3.7ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が300ワット(54.8ディービーエム)を超えるもの
 - 6 動作周波数が3.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が120ワット(50.8ディービーエム)を超えるもの
- (二) 動作周波数が6.8ギガヘルツ超16ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 1 動作周波数が6.8ギガヘルツ超8.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が10ワット(40ディービーエム)超25ワット(44ディービーエム)以下のもの
 - 2 動作周波数が8.5ギガヘルツ超12ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が5ワット(37ディービーエム)超25ワット(44ディービーエム)以下のもの又は動作周波数が12ギガヘルツ超16ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が5ワット(37ディービーエム)を超えるもの
 - 3 動作周波数が6.8ギガヘルツ超12ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が25ワット(44ディービーエム)を超えるもの
- (三) 動作周波数が16ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が3ワット(34.77ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
- (四) 動作周波数が31.8ギガヘルツ超37ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が0.1ナノワット(マイナス70ディービーエム)を超えるもの
- (五) 動作周波数が37ギガヘルツ超43.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が1.0ワット(30ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
- (六) 動作周波数が43.5ギガヘルツ超75ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が31.62ミリワット(15ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
- (七) 動作周波数が75ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が10ミリワット(10ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が5パーセントを超えるもの
- (八) 動作周波数が90ギガヘルツを超えて、ピーク飽和出力値が0.1ナノワット(マイナス70ディービーエム)を超えるもの

(参考条文・抜粋) 貨物等省令第6条第二号ホ

- ホ マイクロ波用固体増幅器(モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミクサ又はコンバータを除く。)又はこれを含む組立品若しくはモジュール(送受信モジュール及び送信モジュールを除く。)であって、次のいずれかに該当するもの
- (一) 動作周波数が2.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が15パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 1 動作周波数が2.7ギガヘルツ超2.9ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が500ワット(57ディービーエム)を超えるもの
 - 2 動作周波数が2.9ギガヘルツ超3.2ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が270ワット(54.3ディービーエム)を超えるもの
 - 3 動作周波数が3.2ギガヘルツ超3.7ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が200ワット(53ディービーエム)を超えるもの
 - 4 動作周波数が3.7ギガヘルツ超6.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が90ワット(49.54ディービーエム)を超えるもの
- (二) 動作周波数が6.8ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 1 動作周波数が6.8ギガヘルツ超8.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が70ワット(48.54ディービーエム)を超えるもの
 - 2 動作周波数が8.5ギガヘルツ超12ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が50ワット(47ディービーエム)を超えるもの
 - 3 動作周波数が12ギガヘルツ超16ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が30ワット(44.77ディービーエム)を超えるもの
 - 4 動作周波数が16ギガヘルツ超31.8ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が20ワット(43ディービーエム)を超えるもの
- (三) 動作周波数が31.8ギガヘルツ超37ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が0.5ワット(27ディービーエム)を超えるもの
- (四) 動作周波数が37ギガヘルツ超43.5ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が2ワット(33ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
- (五) 動作周波数が43.5ギガヘルツを超えるものであって、次のいずれかに該当するもの
- 1 動作周波数が43.5ギガヘルツ超75ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が0.2ワット(23ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が10パーセントを超えるもの
 - 2 動作周波数が75ギガヘルツ超90ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が20ミリワット(13ディービーエム)を超えるもののうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が5パーセントを超えるもの

3 動作周波数が90ギガヘルツ超であって、ピーク飽和出力値が0.1ナノワット(マイナス70ディーピーエム)を超えるもの

<問題24>

AからEまでの役務提供のうち、外為令別表の7の項（1）及び（2）のいずれかに該当する役務提供がいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条十七号イ（二）に該当する結晶のエピタキシャル成長装置を使用するために専用に作成した取扱説明書の提供
- B 輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条十七号イ（二）に該当する結晶のエピタキシャル成長装置を使用するために作成したプログラムの提供
- C 輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条十七号イに非該当の結晶のエピタキシャル成長装置を使用するために専用に作成したプログラムの提供
- D 輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条十七号イ（二）に該当する結晶のエピタキシャル成長装置（以下、装置X）を使用するために作成したプログラム α をもとに、輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条十七号イ（二）に非該当の結晶のエピタキシャル成長装置（以下、装置Y）を使用するために改造を加えて作成したプログラム β の提供。なお、プログラム β は装置Xでは正常に機能・動作しない事が確認されている。
- E 輸出令別表第1の7の項（16）、貨物等省令第6条十七号ロ（二）に該当するイオン注入装置を使用するために作成したプログラムの提供

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

(参考条文・抜粋)

※外為令別表の7の項(1)

輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

※貨物等省令第19条第1項

外為令別表の7の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものと

する。

- 一 第6条第二号ハ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくはニ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4又は第十六号口に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)
- 二 第6条に該当するもの(同条第二号ハ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくはニ(一)5若しくは6若しくは(二)3若しくは4又は第十六号口に該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であって、次のいずれにも該当しないもの
 - イ 同条第十六号の二に該当するものの製造に必要な技術
 - ロ 同条第一号ハからルまでのいずれかに該当する集積回路のうち、次の(一)及び(二)に該当するものの設計又は製造に必要な技術
 - (一) 最小線幅が0.130マイクロメートル以上のもの
 - (二) 多層構造を有するもの(金属層が三層以下のものに限る。)
- ハ プロセスデザインキット(同条第一号から第八号の四までのいずれかに該当する貨物に係る機能又は技術を実装するライブラリが含まれているものを除く。)
- 三 第6条第十六号口に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム
- 四 第6条第十六号の二に該当するものを設計するために設計したプログラム
- 五 第6条に該当するもの(前二号又は同条第一号若しくは第十八号から第二十四号までのいずれかに該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

※外為令別表の7の項(2)

輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの

※貨物等省令第19条第2項

外為令別表の7の項(2)の経済産業省令で定める技術は第6条第十七号イ、ロ、ホ、ヘまで又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

<問題25>

以下の（A）から（C）の空欄にあてはまる正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

貨物等省令第6条第十号は、「アナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、組立品又は装置」を規制して（A）。紙に描かれた絵や文字や写真などを読み取り、画像データとして取り込むための装置であるイメージスキャナ装置は、それ自身はアナログデジタル変換器に（B）。イメージスキャナ装置に内蔵しているアナログデジタル変換器は当該項番の（C）です。

1. (A) います (B) あたらず、当該項番では規制されません
(C) 規制対象外
2. (A) いません (B)あたり、当該項番では規制されます
(C) 規制対象
3. (A) います (B) あたらず、当該項番では規制されます
(C) 規制対象
4. (A) いません (B)あたり、当該項番では規制されます
(C) 規制対象外
5. (A) います (B) あたらず、当該項番では規制されません
(C) 規制対象

《コンピュータ関連》

<問題26>

輸出令別表第1の8の項と外為令別表の8の項に関し、次のAからEまでのうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第7条第三号ロでは、「デジタル電子計算機であって、加重最高性能が29実効テラ演算を超えるもの」が規制される。以下の最高論理演算性能がカタログに記載されているサーバーは貨物等省令第7条第三号ロに非該当である。
- ① 64ビット浮動小数点演算性能 25 T F L O P S
 - ② 32ビット浮動小数点演算性能 50 T F L O P S
 - ③ 16ビット浮動小数点演算性能 100 T F L O P S
- B サーバーの演算処理能力を向上させるために設計されたG P U (Graphics Processing Units)カードがある。このG P Uカードには、G P U用のメモリがありサーバーのC P Uとはメモリを共有しないが、サーバーの演算処理能力を向上させるために設計されたものなので、貨物等省令第7条第三号ハで規制される。
- C デジタル電子計算機が他の装置に内蔵されており、当該装置を稼働するために必要不可欠であって、当該要素の主要な要素でないものは貨物等省令第7条第三号で規制されない。ここでいう「主要な要素」とは、デジタル電子計算機の購入価額が当該装置の販売価額の10%を超えることをいう。
- D 市販のサーバー製品500台を、市販のインフィニバンド製品で接続して構築した、最高論理演算性能100 T F L O P Sのコンピュータシステムがある。ここで使用されているインフィニバンド製品は、デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するために使用されているので、貨物等省令第7条第三号トで規制される。
- E マルウェアを解析した技術データを、情報システムのセキュリティの維持を目的としてさらなる解析のために、外国の研究機関に提供する。この場合、マルウェアを解析した技術データは貨物等省令第20条第2項第七号で規制されない。

1. A× B○ C○ D× E○
2. A○ B○ C○ D× E○
3. A○ B× C× D× E○
4. A× B○ C× D○ E×
5. A○ B× C× D○ E○

<問題27>

輸出令別表第1の8の項では、「電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（4の項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定める仕様のもの。」を規制しており、その規制内容には“すべての電子計算機に対する規制項目”と、“デジタル電子計算機のみに対する規制項目”がある。後記の規制項目の中から、すべての電子計算機に対する規制項目を後記1から5までの中から1つ選びなさい。

1. 加重最高性能
2. 複数のデジタル電子計算機の間のデータ転送速度
3. 機能を向上するように設計した部分品
4. 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼動するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素（価額構成比で35%を超える）でないものを除く
5. 使用温度範囲

《通信・情報セキュリティ関連》

<問題28>

輸出令別表第1の9の項(7)、貨物等省令第8条第九号の暗号装置及び外為令別表の9の項(1)、貨物等省令第21条第1項に関連するAからEまでの説明において、正しいものがいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品で、主たる機能が貨物等省令第8条第九号イの(七)～(九)に規定される機能以外であり、暗号機能が主たる機能を支援するために用いられ、かつ、その暗号機能が当該貨物に組み込まれた装置又はプログラムにより実現されるものは9の項(7)では規制されない。
- B ルーター、スイッチ又はリレーであって、暗号機能が操作、管理又は保守に関する作業に限定されているものは非該当である。
- C 暗号該当貨物の暗号機能を実現しているプログラムであっても、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものは非該当である。
- D ある暗号装置に除外規定である貨物等省令第8条第九号イの(十一)～(二十)を適用する場合、その暗号装置が対象となる除外規定を全て調べた上で判断しなければならない。
- E 貨物等省令第8条第九号へ(市販暗号)は輸出令別表第1の9の項(7)に関する除外規定である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題29>

次のAからCまでのうち、正しい回答には○、誤っている回答には×を付した場合の組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A (質問) 貨物等省令第8条第九号イ(十五)の「特定の民生産業用途」とはどのようなものを指すのでしょうか。また、本規定により輸出許可が不要となりうる暗号機能とはどのようなものを指すのでしょうか。
(回答) 「特定の民生産業用途」に関するワッセナー・アレンジメント合意の趣旨としては、当該貨物が鉄道や航空、道路など公共交通事業、病院、電気、ガス、上下水道などのインフラ事業、郵便事業、宅配サービス、銀行業務等のために用いることを指しています。なお、警察や消防等の公共サービスも「特定の民生産業用途」に含まれます。
- B (質問) 弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を有するある部品を暗号機能を休眠させた状態で国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの」にあたらない休眠暗号として、外為法の許可は不要なものと見なしてよいでしょうか。
(回答) 当該部品の暗号機能が、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるものであれば、外為法の許可は不要なものと解されます。
- C (質問) 暗号機能を有するソフトウェア製品があります。この製品をインストールする際には、ライセンスキーを入力することが必要であり、当該ライセンスキーはソフトウェア製品のパッケージの中に記載されています。このような場合、販売管理を目的としているライセンスキーは「暗号機能有効化の手段」に係る技術として貨物等省令第21条第1項第十六号の規制の対象となるのでしょうか。
(回答) 「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化し、又は使用可能にするために、製造者により提供される仕組みによって管理されているものに限定されています。御質問のライセンスキーが、暗号機能を有効化し、又は使用可能にすることを目的としたものではなく、販売管理を目的として設計されたものであることが客観的に明らかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはなら

ないと考えられ、貨物等省令第21条第1項第十六号の規制の対象とはなりません。

1. A○ B○ C○
2. A× B× C○
3. A× B○ C×
4. A○ B× C×
5. A× B○ C○

<問題30>

輸出令別表第1の9の項（1）貨物等省令第8条第二号イ(二)のスペクトル拡散技術を用いた無線送受信機の該非判定に関して、AからEまでのうち、正しい組合せを後記1から5までの中から1つを選びなさい。なお、スペクトル拡散技術以外の規制は、考慮しないものとする。

- A 使用者によって拡散符号の書換えができないものは、非該当である。
 - B 使用者によって拡散符号の書換えができるものでも、出力が25mWであれば、非該当である。
 - C 周波数ホッピング方式のスペクトル拡散技術を用いたものでも、貨物等省令第8条第二号イ(二)および(三)のいずれの条件にも該当しないものは、非該当である。
 - D 民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものは、非該当である。
 - E 使用者によって拡散符号の書換えができないもので、送信帯域幅が25kHzのものは、非該当である。
-
- 1. A・B
 - 2. B・C
 - 3. C・D
 - 4. D・E
 - 5. E・A

貨物等省令第8条第二号イ

(二)スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの((三)に該当するもの又は出力が1.0ワット以下のものを除く。)

1 使用者によって拡散符号の書換えができるもの

2 送信帯域幅が情報チャネルの帯域幅の100倍以上であり、かつ、50キロヘルツを超えるもの
(民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したもの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するように設計したものを除く。)

(三)ウルトラワイドバンド変調技術を用いたものであって、使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 帯域幅が500メガヘルツを超えるもの

2 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が20パーセント以上のもの